24 八行経発第 54 号 平成 24 年 11 月 15 日

八王子市監査委員白柳和義殿同矢野和利殿同本英治殿同山越拓児殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	下水道部の工事請負・委託契約等について
指摘項目	財団法人東京都新都市建設公社への業務委託契約について(委託事務費の料率について)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	委託事務費の料率については、30年以上前のデータにより算定されたものを長年踏襲しており、特に日本下水道事業団、国土交通省のデータはスポット的な工事を前提としているということであるため高めに算定されている可能性もある。料率の引き下げ要請においても、ある程度のコストの開示を公社に求め、具体的な数字として要請する必要があるものと考えられる。
措置内容	平成23年度中に委託団体で構成された「下水道事務費算定基準検討会」において、現行の事務費算定基準の妥当性等の検証や見直しの必要性及び見直す場合の方向性が検討された。その中で現行の料率によるコストが開示され、適正に算定されていることを確認した。 また、本検討会での結果は報告書としてまとめられ、東京都新都市建設公社関係市町村連絡協議会第36回総会にて承認されている。
措置時期	平成24年6月29日
所管部課	水循環部下水道課

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	物品管理の現状と課題について(備品の棚卸的調査について)
区分	□指摘
指摘内容(概要)	年度に1度は備品の棚卸的調査が必要ではないかと考えられる。 なお、棚卸的な調査をする際に留意する必要があるもののひとつとして、工事請 負費によって設置された備品の把握がある。 棚卸的調査を行う際には、当該工事による取得備品についても留意することが必 要である。
措置内容	物品管理規則を改正し、備品の棚卸的調査を平成21年7月から年一回実施することとした。また、備品の適正管理を徹底するために、備品台帳と現品の照合を物品管理者自ら行うこととする運用を全庁通知し、棚卸調査のより一層の強化を図った。(平成24年8月28日) なお、工事請負費で設置した資産については、現在公有財産の価格に含まれている。今後、備品扱いとして区分されるものに関しては、同様に棚卸調査を実施していく。
措置時期	平成24年8月28日
所管部課	会計課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	c . 未申告調査に対する方針決定について (意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	上記(未申告調査)の業務は条例や規則、マニュアル等に基づいて適切に処理する必要がある。 また、当該マニュアル等が妥当なものかどうか、見直しの必要性がないか、常に問題意識を持って実務を行うことにより、効果的でかつ効率的な事務執行が可能になるものと考える。
措置内容	平成24年度の未申告調査にあたっては、実施方針を決定し、効果的・効率的調査ができるよう調査マニュアルを作成した。 なお、今後はこの調査マニュアルを必要に応じて見直しを加えるなどし、未申告調査の適切な運用に努めていく。
措置時期	平成24年7月1日
所管部課	税務部住民税課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(イ)個人住民税の賦課計算の網羅性の検証について(意見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容(概要)	個人住民税は、前年分の所得に基づいて計算されるが、以下の場合は課税されない。 所得がない者 所得があるが、個人住民税の税額がゼロとなる者 所得があり個人住民税の税額も発生するが、課税資料が提出されていない者 上記の一部については、他の納税義務者の扶養親族となる可能性がある。また、被扶養者の要件を満たしているが、他の納税義務者の扶養に入っていない可能性もある。これらの点を踏まえ、被扶養者の状況から課税状況を把握することも一つの方法である。 一方、 については、基本的に確定申告を行っていれば、税務署から市に情報が回付されるが、所得税がゼロとなる場合は、税務署への確定申告書を提出していない可能性があり、市への直接の情報提供はないため、課税漏れが生じる可能性がある。 例えば、学生起業家の把握や納税義務者数、扶養親族となっている者の人数及び住民基本台帳に登録されている居住者数を把握することも今後の方針を決定する材料になる。
措置内容	平成23年分確定申告にあたり、所得税が非課税あるいは申告義務がない者に対し、税務署窓口において住民税申告を指導するよう八王子税務署と協議し実施した。 広報等による周知、未申告調査及び他課(国民健康保険課等)との連携により申 告を促し、所得の把握に努めた。
措置時期	平成24年10月1日
所管部課	税務部住民税課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(ア)減免対象者の明確化について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	条例及び条例施行規則上での減免対象となるものには「生活困窮者」の定義及びその範囲が明確になっている。その判断基準は計算シートに当てはめて数値化されている。 ただし、計算シートに当てはめる作業は標準化されていない。減免対象者であるかどうかの判定手順の明確化とその手続の効率化を図るため、また、減免事由を具体的に判断する職員に過大な判断責任を負わせないためにも、減免実施手順書を作成することを要望する。
措置内容	減免対象者であるかの判定手順の明確化と、事務手続きの効率化を図るため、減免についての実施手順書を作成した。(24年6月1日作成)
措置時期	平成24年6月1日
所管部課	税務部住民税課
771 HAPPAN	Massel III of Mari
監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	a.A(法人)について(意見)
区分	□指摘 ②意見
指摘内容 (概要)	発生年度が古い滞留債権について、内容を確認したところ、以下のような内容が判明した。詳細を確認の上、適切な処理を検討されたい。 A は、住民税の特別徴収を行っている法人である。在職者から預かった住民税は納付しているが、退職者の分については納付しておらず、また、社員退職により提出すべき異動届を市へ提出することも怠っているため、退職者を含めた当初の賦課額を更正できず、差額が未徴収として滞留している。 過去において、当法人に対して差押を行ったところ、間もなく納付がなされた。しかし、その後は以前と同様、社長の未納付の認識のない債権が残っている状況である。このような悪質なケースの場合は、積極的に差押等の強い滞納処分を行うよう要望する。
措置内容	本件については、滞納処分を行う旨の警告及び差押えの準備を行いながら、あくまでも自主納付による完納に向けて調整を行った。 その結果、異動届の提出を受けて普通徴収への切り替えは完了し、また、普通徴収の切り替えで対応できない滞納分については、9月20日に完納となった。 今後も同様の悪質滞納案件が生じることのないよう、個別案件ごとに最も効果・効率的な滞納整理に努めていく。
措置時期	平成24年9月20日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1. 収集及び運搬業務について 1. 一般廃棄物指定収集袋等の製造・管理及び配送業務委託について
指摘項目	指定収集袋等製造委託について(意 見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	指定収集袋等の製造及び配送担当への納品等の業務委託において、指定収集袋の規格、品質及び強度を仕様書において厳しく指定している。厳しい強度等の基準及び検査内容にもかかわらず、市担当課へ提出された指定収集袋の強度等試験結果一覧表では、それぞれの検査項目について、サンプルを5点ほど選定してそれぞれの結果と平均値が記載された総括表(「八王子市ゴミ袋検査結果一覧」)及び「試験結果報告書」(財団法人K機構 東京事業所)が添付されているだけで、試験の結果、仕様で指示している厳しい基準をクリアしているのかどうかの評価さえ記載されていない。当該検査結果を閲覧・分析した結果、一部のサンプルについて、基準をクリアしていないものが把握できた。そもそも5つのサンプルを抽出して試験をすることの統計学的な合理性や5つのサンプルでも監査の過程で基準をクリアしていないと考えられるものが発見されることの意味(統計的に全体の件数のうち基準をクリアしないものの推計は高くなるのではないかと考えられる。)など、仕様内容の形骸化が懸念される。 当該基準の設定の合理性を再度検証することも含めて、指定収集袋の仕様内容を見直されたい。
措置内容	監査人の提案を受け、基準の合理性を検証するため、三多摩各市の指定収集袋の強度等の基準について調査したところ、八王子市の満たすべき基準が突出して高いことが判明した。そこで、従来どおりJIS規格に適合する品質を担保した上で、他市と同水準の適切な基準を新たに設定した。平成24年度から新たな仕様内容で契約を行い、成果物である指定収集袋の検査結果について検証を実施し、いずれも新たな基準を満たしていることを確認した。
措置時期	平成24年7月24日
所管部課	環境部ごみ減量対策課

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1. 収集及び運搬業務について 2.可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について
指摘項目	イ 低価格入札の判断にあたって(意 見)
区分	□指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	次回の契約にあたって、 地区や 地区のような低価格入札の疑いがある入札結果を想定すると、一定の低価格の基準を設定して、それ以下で入札金額を提示した事業者からは、落札者決定時点の前か、または、契約時点の前に十分に調査を実施する制度を導入することも検討されるよう要望する。
措置内容	1 「落札率が極端に低い場合には、履行可能かを確認した上で落札決定し、契約時には適正履行に係る誓約書を徴取する」という従前からの取組を継続する。 2 予定価格1千万円以上の業務委託契約の一部に、変動型最低制限価格制度を導入した。
措置時期	平成24年5月1日
所管部課	財務部契約課

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 3.不法投棄防止用監視システム保守点検業務委託について
指摘項目	ア.積算費目の内容について(意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容(概要)	平成22年度における契約相手方が提出した「業務委託内訳書」の積算費目は、直接人件費と消費税のみの積算となっている。 積算費目は直接人件費のみの内訳として「業務委託内訳書」の提出を受けているが、仕様書の内容に対応した内訳書を作成するよう指導することが重要である。また、事業者が行うことを期待している保守点検の際に、材料等を使用することが想定されている。この材料費等は、「業務委託内訳書」の中の「直接物品費」に記載されるものである。さらに、委託契約の締結等の事務手続経費や事業者の技術者に対する人事的、福利厚生的、安全管理的及び業務サポート的な諸経費が発生するものである。これらの経費は、「業務委託内訳書」の中の「業務管理費」及び「一般管理費」の項目で積算することを指導する必要がある。
措置内容	平成24年度から契約相手方に対し、契約課の記載例に基づいた「業務委託内訳書」の作成を指導し、「直接人件費」「消費税」のほか、「直接物品費」「業務管理費」「一般管理費」など、適正な費用項目の明示をするよう徹底させた。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	環境部戸吹・館・南大沢清掃事業所

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 3.不法投棄防止用監視システム保守点検業務委託について
指摘項目	イ.積算金額の相違について(意 見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	当該監視システム保守業務委託は、3つの事業所で実施されている。それぞれの事業所で取得している「業務委託内訳書」の内容に単価の差異が見受けられる。3つの事業所での契約相手方は、随意契約での業務委託実施であることもあり、同一事業者である。 基地局の積算単価に差異がみられることについても、事業者へのヒヤリングの実施等により、その原因を把握され、積算の際の情報として活用されるよう要望する。
措置内容	3 つの事業所でそれぞれ行っていた委託契約を一本に統合し、同一の積算単価で 契約を行った。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	環境部戸吹・館・南大沢清掃事業所

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 3.不法投棄防止用監視システム保守点検業務委託について
指摘項目	契約の単位について(意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容(概要)	当該監視システム保守業務委託は、3つの事業所で随意契約により実施されている。随意契約の見直しとともに、3つの契約行為を統合して、単独の契約にすることも、事務処理の効率性から検討を要望する。その際に、当該業務契約については、いずれかの清掃事業所等で、市内全体の監視カメラ等を対象とする仕様書により実施するが、履行場所はそれぞれの地点で実施し、不法投棄場所の所管事業所との連携を図ること等にも留意すべきである。
措置内容	3 つの事業所でそれぞれ行っていた委託契約を一本に統合し、平成24年度は戸吹 清掃事業所で契約事務を行った。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	環境部戸吹・館・南大沢清掃事業所

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-2.中間処理及び処分等業務について 2.戸吹清掃工場灰溶融施設運転管理業務について
指摘項目	ノウハウの不十分な業者との業務委託契約の締結について(意 見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	平成22年度の運転管理業務委託契約は、過年度の契約と同様に指名競争入札が行われた。その結果、落札した事業者は、当該灰溶融施設の竣工以来、当該業務を受託していたJ2社ではなく、N社であった。同社の落札価格は予定価格の半分以下であった。N社はそもそも所管課が推薦した業者ではなく、所管課が提示した条件に基づいて契約課が入札実施に当たって追加した指名業者であった。また、N社は灰溶融炉の運転自体は経験があるが、J1社製の電気抵抗式灰溶融炉の知識・運転経験は有していなかった。 契約課が追加した指名業者の情報については、入札終了まで所管課には何ら伝えられていなかったということであり、指名業者の推薦やその追加に当たって、事業担当である工場側と契約課との間での十分な意思の疎通が不足していたことが、不適格な業者の入札を予防できなかった原因であったと考えられる。したがって、不正行為防止の観点から、原則として契約課と事業所管課との調整は行わないとする市の方針を否定するものではないが、この方針を硬直的に適用するのではなく、必要と認められる場合には契約課と事業所管課との情報交換ができるように柔軟にルールを運用できる余地を残しておくことを検討されるよう要望する。
措置内容	不正行為防止の観点から、指名内容について契約締結までは事業所管課との調整 は行わないこととしているが、業務の内容によって必要と認められる場合は、事業 所管課との情報交換を図ることとした。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	財務部契約課

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-2.中間処理及び処分等業務について 3.北野清掃工場の業務委託契約について
指摘項目	設計書の未作成について(意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	北野清掃工場が締結している業務委託契約について、全般的に設計書の作成が行われていないことが分かった。当該設計書の作成に替えて、業者からの見積書をもとに設計額の算定が行われており、独自の積算は行われていない。 独自の積算に基づく設計書の作成には、委託業務に対して経済性及び効率性を求めるための発注者側の評価ツールという役割も期待される。また、発注者側も設計書を作成することにより、業務に対する理解が深まるものと考えられ、教育・指導への利用も期待される。 したがって、現状の「業務委託等に係る契約の事務処理要領」第3条第1項の運用方法を見直し、設計書の作成は必須とすることを要望する。
措置内容	平成24年8月30日付の契約課長通知「業務委託契約における設計書等の提出について」において、次のことを通知した。 ・平成25年度以降の業務委託契約(執行予定額200万円以上の総価契約案件に限る)については、契約締結請求に際し、設計書又はこれに準ずる積算根拠資料の提出を要すること。 ・200万円未満の案件についても、設計書等の作成に努めること。 ・受注者から徴する業務委託内訳書については、できるだけ詳細な内訳の記載を求めること。
措置時期	平成24年8月30日
所管部課	財務部契約課

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 4.仕様書の最終時刻を超える業務の報告・管理について
指摘項目	月例報告書に記載される最終計量時について(意 見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	仕様書の「6.業務内容 (3)収集日及び収集運搬時間 」において、「甲が指定した曜日の、午前8時30分より午後5時15分までとする。ただし、収集が困難な場合は別途協議する。」との記載がある。しかし、実際の月例報告書をみると、最終計量時が午後5時15分を大きく超えた日が散見された。 あまりに回収時刻が遅いと、市民からの不満が生じる原因になることも予想される。 少なくとも、最終計量時が一定の時刻(例えば午後6時)を超えた場合には、その理由等について業務受託者から報告を受け、その対応状況の顛末を文書で残しておくよう要望する。
措置内容	24年5月分の月例報告書より収集の完了が5時以降になった場合、遅延理由を記した収集遅延報告書を提出させている。今後は、提出を受けた収集遅延報告書に基づき、必要に応じて業者指導を実施したり、原因を分析し、収集遅延の解消を図っていく。
措置時期	平成24年6月7日
所管部課	環境部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 6.びん・古布収集運搬業務委託内容について
指摘項目	配車表と月例報告書で報告される日々の収集台数の不整合について(意 見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	月例報告書を閲覧したところ、「収集地域配車表」に記載された収集台数以上の収集台数が記載されている日が散見された。 これは、実際に「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けていない収集車が稼働している可能性を示唆しており、そもそも「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受ける趣旨を勘案すると、望ましくない状況である。したがって、速やかに追加的な「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けるよう要望する。また、当該収集運搬業務に関しては、収集台数が多く、また日によって稼働台数の変動も大きいことから、実際にどのような収集車がどのような地区コースにおいて稼働しているかが把握しづらい状況にある。そのような状況のもとでは、契約締結当初において「配車表」を入手するよりは、むしろ月例報告書の提出を受ける際に、当該月の実績ベースでの「収集地域配車表」の提出を受ける方が、業務監督を行う上では有効である。
措置内容	「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」を、現在稼働している車両の実態に合わせて、追加提出させた。また、収集地域配車表については、契約締結当初に1回提出させていたものを、24年5月より、当月稼働を予定している車両について毎月提出させることとし、当該月の月例報告書の稼働実績と照らし合せて、車両の稼働実態をモニタリングしている。
措置時期	平成24年6月7日
所管部課	環境部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 8.ペットボトル収集運搬業務委託内容について
指摘項目	配車表と月例報告書で報告される日々の収集台数の不整合について(意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	月例報告書を閲覧したところ、「収集地域配車表」に記載された収集台数以上の収集台数が記載されている日が散見された。 これは、実際に「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けていない収集車が稼働している可能性を示唆しており、そもそも「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受ける趣旨を勘案すると望ましくない状況であると言える。したがって、速やかに追加的な「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けるよう要望する。また、状況によっては、月例報告書の提出を受ける際に、当該月の実績ベースでの「収集地域配車表」の提出を受けることも有効であると考える。
措置内容	「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」を、現在稼働している車両の実態に合わせて、追加提出させた。また、収集地域配車表については、契約締結当初に1回提出させていたものを、24年5月より、当月稼働を予定している車両について毎月提出させることとし、当該月の月例報告書の稼働実績と照らし合せて、車両の稼働実態をモニタリングしている。
措置時期	平成24年6月7日
所管部課	環境部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 10.空き缶収集運搬業務委託内容について
指摘項目	配車表と月例報告書で報告される日々の収集台数の不整合について(意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容(概要)	月例報告書を閲覧したところ、「収集地域配車表」に記載された収集台数以上の収集台数が記載されている日が散見された。 これは、実際に「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けていない収集車が稼働している可能性を示唆しており、そもそも「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受ける趣旨を勘案すると、望ましくない状況である。したがって、速やかに追加的な「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けるよう要望する。また、状況によっては、月例報告書の提出を受ける際に、当該月の実績ベースでの「収集地域配車表」の提出を受けることも有効であると考える。
措置内容	「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」を、現在稼働している車両の実態に合わせて、追加提出させた。また、収集地域配車表については、契約締結当初に1回提出させていたものを、24年5月より、当月稼働を予定している車両について毎月提出させることとし、当該月の月例報告書の稼働実績と照らし合せて、車両の稼働実態をモニタリングしている。
措置時期	平成24年6月7日
所管部課	環境部ごみ総合相談センター

,	
監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 12.古紙(雑誌・雑紙・紙パック)収集運搬業務委託内容について
指摘項目	配車表と月例報告書で報告される日々の収集台数の不整合について(意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	実際の月例報告書を閲覧したところ、「収集地域配車表」に記載された収集台数以上の収集台数が記載されている日が散見された。 これは、実際に「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けていない収集車が稼働している可能性を示唆しており、そもそも「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受ける趣旨を勘案すると、望ましくない状況である。 したがって、速やかに追加的な「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けるよう要望する。
措置内容	「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」を、現在稼働している車両の実態に合わせて、追加提出させた。また、収集地域配車表については、契約締結当初に1回提出させていたものを、24年5月より、当月稼働を予定している車両について毎月提出させることとし、当該月の月例報告書の稼働実績と照らし合せて、車両の稼働実態をモニタリングしている。
措置時期	平成24年6月7日
所管部課	環境部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 12.古紙(雑誌・雑紙・紙パック)収集運搬業務委託内容について
指摘項目	配車表に記載されていない車両に係る関連資料の提出について(意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	C地区においては、経常的に配車表を大きく超える台数が稼働しているように見受けられる。ただし、契約締結後において、配車表には記載されていない車両に関する車検証・保険証等が、相当車両数について提出されている。したがって、実際に「収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し」の提出を受けていない収集車が稼働している可能性は低いかも知れない。しかし、当初提出資料をうけた車両が実際に稼働しているか否かは確認できない状況である。 そのような状況においては、「収集地域配車表」が形骸化しており、本来期待される役割を果たしていないものと考えられる。したがって、業務監督の観点からは、実態に即した配車表の提出を受けるよう要望する。
措置内容	収集地域配車表について、契約締結当初に1回提出させていたものを、24年5月より、当月稼働を予定している車両について毎月提出させることとし、当該月の月例報告書の稼働実績と照らし合せて、車両の稼働実態をモニタリングしている。
措置時期	平成24年6月7日
所管部課	環境部ごみ総合相談センター
	平成24年6月7日

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	-1.収集及び運搬業務について 14.月次報告内容について
指摘項目	作業時間の報告について(意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	業務委託者(八王子市)にとって、業務そのものは業務受託者に一任したとしても、以下の役割・責任を果たすことが重要である。 業務受託者が、適切かつ効率的な業務を行っているかを監督する。 業務価格を適正な水準に設定する。 その観点から見れば、現状の委託月例報告書の内容をモニタリングすることよって、相応の役割・責任を果たしているものと考えられる。 しかし、委託月例報告書の追加的な項目として、車両別に「作業者数」及び「作業時間」を含めることを強く要望する。 ただし、その際には、業務受託者の自己申告ベースの数値になってしまうため、数値の正確性が完全に担保されない可能性はある。その場合には、必要に応じて、抜き打ち的な検査を行うこと等の措置を講じることも併せて検討する必要があるものと考える。
措置内容	24年5月分の月例報告書より車両別の「作業者数」及び「作業時間」の項目を 追加し、提出させ、業務実態をモニタリングしている。
措置時期	平成24年6月7日
所管部課	環境部ごみ総合相談センター